

組 合 報

協同組合アキュムレーション 広報委員会 2022年7月 VOL. 72

<http://accumulation.or.jp>



組合員の皆様へ

全国的に梅雨に入り、高温・多湿の天候が続きます。暑さも本格的となり、野外作業では熱中症対策を万全に行い、健康に留意願います。コロナ感染症は落ち着いて来ておりますが、引き続きうがい、手洗い等の感染症対策を徹底願います。

実習生入国状況

長期間滞留しておりました、技能実習生は順番に入国が認められ、入国後講習を受講後、順次実習実施企業への配属を進めております。今後も引き続き、実習生の入国が予定されておりますので、早期の入国手続を円滑に推進して参ります。

優良な実習実施者の基準変更（再度）

優良な実習実施者の基準については、**令和3年11月以降受理される申請については新配点のみが採用されることになりました。**外国人技能実習機構への技能実習計画認定の際には**旧基準で合格点を満たしていたとしても、新基準では必ずしも合格点を満たしているとは限りませんので、十分に注意していただきますようお願いします。**

注：既に優良要件適合にて「技能実習指導員」と「生活指導員」全員の講習受講が要件として加点されている実習実施企業は必ず3年毎に更新のため受講をお願いします。

＜旧配点＞ 介護職種以外の職種は120点満点で72点以上、介護職種は125点満点で75点以上

＜新配点＞ 介護職種以外の職種は150点満点で90点以上、介護職種は155点満点で93点以上

（変更点）

①直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと。

＜旧配点：有5点＞ →

＜新配点：基本人数枠以上の受入れ25点、基本人数枠未満の受入れ15点＞

②技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるため、実習先変更支援サイトに監理団体を通じて受入れ可能人数の登録を行っていること。

＜新配点：有10点 新配点のみに設けられた加点項目＞

水際対策強化に係る新たな措置

日本政府は5月20日に6月1日以降入国者上限を2万人に引き上げると発表しました。
さらに6月7日からはツアーに限って外国人の観光目的の入国を認めました。
6月1日よりコロナウイルス流入リスクに応じて各国・地域を「青」「黄」「赤」に3分類されて、
実行されています。(2022年6月号お知らせ済み)

出入国在留管理庁・厚生労働省・外国人技能実習機構連名にて6月8日付けで入国前の事前手続
「ファストトラック」及び「Visit Japan Web サービス」の更なる利用の徹底通知が出されました。

1. 技能実習生受け入れに係る受入責任者の取扱い変更

これまで水際措置に当たっての受入責任者は、実習実施者となっていたが、「ファストトラック」
及び「Visit Japan Web サービス」の利用を確実に進めるとともに空港等における入国手続の
円滑化を目的として、技能実習生の入国者健康管理システム（ERFS エルフス）申請に当たり、
受入責任者になるのは監理団体とすることとします。

これに伴い、誓約に違反した場合の責任についても原則として監理団体が負うことになる。

2. 「ファストトラック」及び「Visit Japan Web サービス」の利用の徹底

(1) 主務官庁からの利用状況に係る聴取

(2) 母国出発1~3日前の「ファストトラック」及び「Visit Japan Web サービス」の利用状況の確認

「ファストトラック」については、必要事項の入力、出国前72時間以内の検査証明書及びワクチン
接種証明書を日本到着予定時刻の6時間前までに行うことによって、スマートフォンの画面を見せる
だけで検疫手続が短縮されます。

(3) 技能実習計画の認定申請時等の確認書類の提出

ア) 受入責任者となる監理団体等は、入国者に対し、感染防止対策の徹底や待機施設の確保等に加え、
「ファストトラック」及び「Visit Japan Web サービス」利用について、入国者に案内することとされ、
それらの遵守することを前提に入国・在留が認められているところです。

今後、外国人技能実習機構への技能実習計画の新規認定の申請、在資格認定証明書の交付申請時又は
査証発給申請の場面のいずれかにおいて、技能実習生本人及び受入責任者それぞれから、確認書を提出
いただくことになります。

(4) 措置開始日

(1)、(2)の措置については、2022年5月25日から当面の間、(3)の措置については
2022年6月22日から当面の間実施されます。

リーフレット 外国人在留支援センター（FRESC）安全衛生班

緊急連絡先（24時間）

【事務局】

TEL : 048-755-9591

FAX : 048-755-9827

【組合職員携帯】

070-3667-8667 (杉戸)

080-4477-6005 (廣畑)

090-2323-7188 (王)

FRESC / フレスク 安全衛生班



- ✓ 外国人労働者の労働災害(労災)が増加しています ← 休業4日以上の死傷者数がこの10年で**3.7倍**
- ✓ 労災を発生させると 企業は責任を追及され、信用低下につながり、外国人雇用ができなくなる場合があります
- ✓ 言葉の壁や文化の違いに配慮した安全衛生管理がポイントです

令和2年 4,682人
平成22年 1,265人
データ出所：厚生労働省
「労働者死傷病報告」

たとえば…



がいくじんざいりゅうしえんせんたー フレスク **安全衛生班**では、
がいくじんろうどうしゃ こよう じぎょうしゃ
外国人労働者や雇用する事業者のみなさまの
ぎもん こま かいけつ む じょげん え
疑問や困りごとの解決に向けた助言が得られます



でんわ そうだん 電話相談 おすすめ!
まどぐち そうだん 窓口相談
めーる そうだん メール相談
おんらいん そうだん オンライン相談
ほうもん そうだん 訪問相談
ぜんこく どこでも 全国どこでも

費用
お
り
よ
う
無
料

くわ ほう ぺー じ らん
詳しくはホームページをご覧ください <https://www.toukiren.or.jp/fresc/>



がいくじんざいりゅうしえんせんたー
外国人労働者支援センター
Foreign Residents Support Center
FRESC / フレスク
安全衛生班
あん ぜん えい せい はん

〒160-0004 東京都新宿区四谷1丁目6番1号
よつや たわー かい 四谷タワー 13階
とうきょうろうどうきょく がいくじん とくべつ そうだん しえんしつない
東京労働局 外国人特別相談・支援室内
TEL **0120-816703**

外国人在留支援センター(FRESC)安全衛生班

フレスク

外国人労働者の安全衛生管理に関する相談対応を行う安全衛生班を外国人在留支援センター内に開設しています。
安全衛生班では、外国人労働者や雇用する事業者のみなさまの安全衛生管理に関する疑問や困りごとにお応えします。

外国人労働者の

確実な

—ご相談の多い内容から抜粋—

労働災害防止・健康確保対策のポイントの一例

- 外国語対応可能な教習機関を把握しておく
- 安全衛生教育に母国語教材を使用する
- 安全衛生教育が理解できるよう配慮する
- 理解できる安全標識を使用する
- 「やさしい日本語」を使ってコミュニケーションをとる
- 健康診断を確実に行う
- 外国人労働者を安全衛生活動(KYT、5S等)に参加させる
- 母国語で受診できる医療機関を把握しておく



こちらもご参考に: 「外国人労働者安全衛生管理の手引き」
https://www.toukiren.or.jp/fresc/#sub_menu05



お気軽にご相談ください!

「(上記ポイントを)もう少し具体的に知りたい」

「些細なことだけど気になること」等 遠慮なくご相談ください。

「安全衛生班」の労働安全衛生の専門家がお応えします!

費用は
無料
です

相談対応
日時

平日 午前9時～午後5時
土曜、日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く

電話相談

フリーダイヤル
0120-816703

窓口相談

〒160-0004
東京都新宿区四谷1丁目6番1号 四谷タワー 13階
外国人在留支援センター (FRESC/フレスク)
東京労働局 外国人特別相談・支援室内

メール
オンライン
訪問
相談

- メールでの相談
- オンラインでの相談
- 事業場への訪問

詳しくはホームページをご覧ください
<https://www.toukiren.or.jp/fresc/>



JR・東京メトロ「四ツ谷」駅徒歩1～3分

通訳者(英語または中国語)を配置しています。対応日は電話でご確認ください。

●メール相談申込フォーム ●オンライン相談申込フォーム ●訪問支援申込フォームからお申し込みください